平成２３年（フ）第８０号
愛媛県松山市道後一万７番６号　エーワンハイツ310号、住民票上の住所愛媛県伊予郡松前町大字中川原286番地３
債務者　加藤　沙織
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８２号
愛媛県松山市北土居４丁目７番63号
債務者　渡邊早智恵
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８４号
愛媛県松山市祝谷２丁目10番２号
債務者　藤田　麻子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
愛媛県東温市横河原1350番地５　ＵＫＥＮＡ横河原602号
債務者　大西　　弘
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
愛媛県松山市辰巳町８番３号、住民票上の住所愛媛県松山市松ノ木２丁目697番地17
債務者　平沼　昌治
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
福岡県久留米市長門石１丁目６番23―205号
債務者　西村　隆逸
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６８号
福岡県久留米市東町377番地９　スカイライフ天神301号
債務者　須山　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４３号
宮崎市柳丸町97番地10　マンション大西第一103号
債務者　桒原　珠子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６号
宮崎市高岡町飯田27番地　市営住宅丸山Ａ棟32号
債務者　外園　里美（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７７号
宮崎市花殿町６番２号
債務者　鹿島　秀人
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５号
宮崎県日南市中平野３丁目１番５―120号、前住所宮崎県日南市材木町９番８号
債務者　李　さゆり
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第７９９号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目９番14号セジュール大御堂Ｃ―202号
債務者　髙江洲瑠美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９９号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目39番２号　宮愛美方、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市武岡４丁目７番11号ハイランドコーポ101号
債務者　宮　　慎一
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１００号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目39番２号　宮愛美方、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市武岡４丁目７番11号ハイランドコーポ101号
債務者　宮　　優美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６号
秋田県にかほ市象潟町小滝字川向38番地１
債務者　新田　　博
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第７号
秋田県にかほ市象潟町字鳥の海７番地41
債務者　横山　和憲
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第７３号
長野県北安曇郡小谷村大字千国乙5778番地
債務者　西澤　竹子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長野地方裁判所松本支部